

第 17 号 R5(2023)年度	不法投棄監視協力員たより	発行：山梨県環境・エネルギー部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

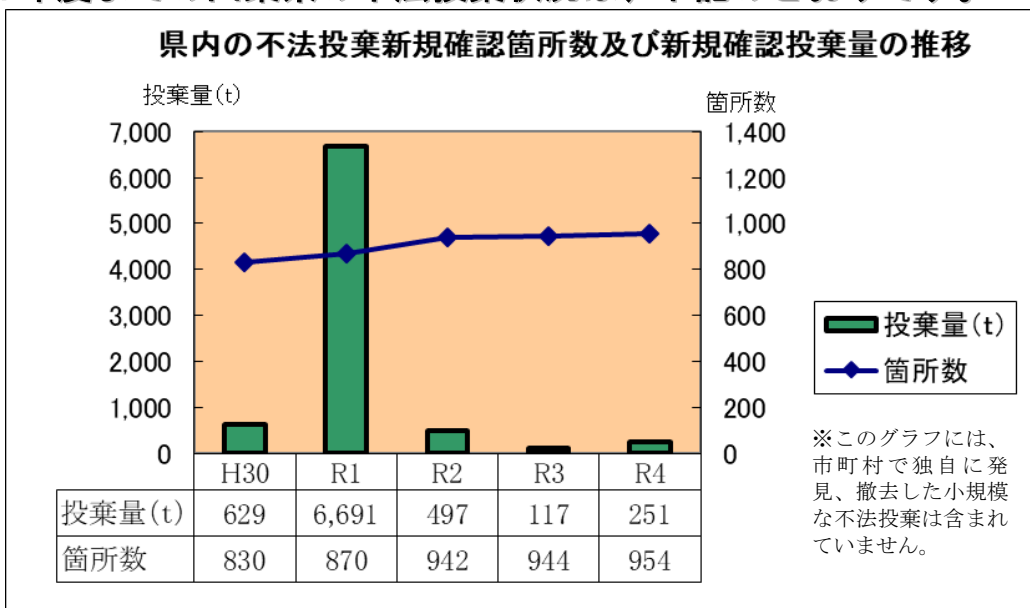
◆はじめに

日頃から本県の廃棄物行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

不法投棄監視協力員は、令和 5 年 12 月現在で **728 名**の方々に登録をいただいております。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所はその旨を申し出てください。

◆R4 年度までの山梨県の不法投棄状況は、下記のとおりです。



- 環境整備課では、毎年、各林務環境事務所では把握・確認した不法投棄量及び箇所数を集計しています。
- 令和 4 年度中に山梨県内で新規に確認された不法投棄物の投棄量は 251 t であり、新規確認の不法投棄箇所数は 954 箇所となっています。
- 令和元年度において、峡南林務環境事務所管内で大規模事案が発生したため、投棄量が多くなっています。
- 新規確認の不法投棄箇所数は、近年横ばいの傾向にあります。

不法投棄箇所の大部分は、例年度と同じく可燃ごみや廃家電など、家庭から出された一般廃棄物が占めています。

◆不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに **200 件**の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

不法投棄監視協力員の年間通報実績

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
通報件数	12	27	21	21	19	17	12	7	7	4
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計	
通報件数	6	8	6	13	6	6	3	5	200	

◆不法投棄は、このような場所で多発します！

山間部は不法投棄がされやすい場所の1つです。普段の運転ではなかなか気づきませんが、次のような場所に不法投棄がされやすいです。



- ① ガードレールが途切れている。
- ② 車を停める、ちょっとしたスペースがある。
- ③ 道路脇が、急傾斜である。
- ④ 不法投棄禁止の看板がある。

一旦、投棄されると、その箇所に一つまた一つと投棄物が増えてしまう傾向があります。また、一度撤去しても繰り返し投棄される可能性があります。

不法投棄を見つけたら、すぐに最寄りの林務環境事務所に通報をいただくことで、早期の対処が可能となり、その後の不法投棄の未然防止につながります。なお、不法投棄を発見した場合には、次の点に十分御留意ください。

【廃棄物の不法投棄などを発見した際の留意点】

- ・ 廃棄物には手をつけず、その場から動かさないでください。
- ・ 廃棄物を投棄等した関係者に直接接触したり、連絡することは、危険が伴うおそれがありますので、そのような行動は避けてください。

※携帯用の「不法投棄等発見通報マニュアル」を同封しましたので御活用ください。

◆環境学習会◆

ごみの不法投棄は許さないといった県民意識の高揚を図るため、毎年、産業廃棄物適正処理強化月間の機会を通じ、様々な啓発活動を実施していますが、将来に向け不法投棄を根絶するためには、若年世代に廃棄物の適正処理の必要性や不法投棄の違法性を正しく理解してもらうことが必要との観点から、中学生を対象に環境教育の一環として「環境学習会」を実施しました。本年度は、環境整備課の職員を講師とし、令和5年11月2日（木）に、富士河口湖町立勝山中学校の1年生約40人が参加しました。



●環境学習会の様子①



●環境学習会の様子②